

第1回 恵庭ふるさと公園官民連携型賑わい拠点創出事業に係る 公募設置管理制度活用のためのマーケットサウンディング調査の実施について

1. 実施目的

恵庭ふるさと公園は、本市における新たな賑わいの拠点となるよう、一部区域において民間活力の導入【公募設置管理制度（Park-PFI）】による再整備を予定しています。事業を進めるにあたり、事業手法や施設整備等について民間事業者から意見を伺い、公募に向けた条件を整理するためマーケットサウンディング調査を実施しました。

1. 実施日：令和元年8月7日（水）
2. 参加事業者：1事業者
3. 主な対話内容：事業スキームについて
管理運営・サービスについて
本市施策への貢献について
取組みにあたっての課題、事業全般に関する意見・要望等

2. 市が想定する事業内容

(1) 設置する公園施設の想定

①公募対象公園施設

機能：世代間・地域間など様々な交流拠点となるスペースを有する飲食店・売店等の便益施設、トイレ（多目的含む）、その他施設（提案による）

②特定公園施設

機能：園路広場、駐車場、その他（提案による）

※特定公園施設の整備に要する費用は、原則事業者の負担としますが、事業費のうち、9割を限度額として公募設置等計画により本市に負担を求める提案ができます。

（上限額あり）

(2) 恵庭ふるさと公園再整備スケジュール（案）

恵庭ふるさと公園は、本事業と併せて再整備を実施する予定です。

現時点での整備スケジュールは下記のとおりです。

令和元年度：園内既存樹木伐採

令和2年度：再整備工事（粗造成・給排水・電気・園路広場・植栽）

令和3年度：再整備工事（休憩施設・修景施設・園路広場・植栽）

令和4年度：供用開始

(3) 事業方式

都市公園法第5条の2～9に基づき、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公園施設の設置者と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路広場等の整備を一体的に行うものを公募により選定する「公募設置管理制度（Park-PFI）」により実施します。

なお、公募設置等計画の有効期間は、最長20年とします。

3. 結果概要

【事業スキーム】

公募対象公園施設については、収益施設の中心となるため、集客力のある飲食店舗が必須

【管理運営・サービス】

飲食・売店運営と公園設備及び公園の管理を担える事業者の選定が不可欠

そのために一定の同等実績のある事業者であると共に、規模は小さくとも、意欲を持つ団体のコンソーシアムにより、事業主体を構成することが望ましい

【本市施策への貢献】【取組みにあたっての課題、事業全般に関する意見・要望等】

大学、近隣街区との連携を図り、街づくりと人の流れを創出することで、市民の文化水準の向上につなげ、観光で訪れる外国人も含め、外部からの来訪者を呼び込み、観光産業の育成を図ると共に、街の魅力を高めて、住みやすく、次世代を育む環境に恵まれた恵庭市の発展に貢献することが可能

4. 今後について

本調査の実施により、市として事業の実現可能性が高いことを確認しました。

今後、市場として民間事業者が参入しやすい条件や活用に向けたアイデアを把握するため、第2回のマーケットサウンディング調査の実施も含め検討していきます。